

1 12月1日付けの追加指定（12月3日午前0時以降適用開始）

検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

- (1) 待機なし → 6日間待機 : 韓国
- (2) 3日間待機 → 6日間待機 : オーストラリア、スウェーデン、ドイツ、ポルトガル
- (3) 待機なし → 3日間待機 : カナダ(アルバータ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州)、スイス、
仏領レユニオン島

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(10か国)

アンゴラ、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(12か国)

イスラエル、イタリア、英国、オーストラリア、オランダ、韓国、スウェーデン、ドイツ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー、ポルトガル

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(29か国・地域)

アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、オーストリア、カナダ(アルバータ州、オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州)、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スイス、スペイン、スリナム、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、トルコ、ナイジェリア、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリピン、ブラジル、フランス、仏領レユニオン島、ベルギー、香港、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)

※下線付きの国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域(計31)。

※赤字は、外国人の再入国原則拒否対象国。